

滝井繁男行政争訟奨励賞推薦要項

1 対象

- (1) 行政法及び行政争訟制度の研究において、国民の救済を図る方向で優れた研究成果を残し、行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与したと認められる個人又は団体
- (2) 行政争訟等に関する法律事務において、従前の判例や取扱いの変更等の成果を勝ち取り、法律実務の改善に顕著なる功績を残し、行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与したと認められる個人又は団体

2 推薦状の提出

推薦の依頼を受けた個人又は団体は、当該年度に表彰すべきと思料する個人又は団体を、その成果又は功績の概要及び理由を付して推薦する。被推薦者を1名又は1団体に絞ることが困難な場合は、複数の推薦をすることができる。

3 締切日

推薦の依頼を受けた個人又は団体は、毎年7月末日までに推薦状を提出する。

4 被表彰者の選考、決定及び公表

- (1) 滝井繁男行政争訟奨励賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、推薦を受けた個人又は団体の成果又は功績について、優れた成果の度合い又は功績の顕著さの程度を検討するとともに、法の支配の確立についての寄与の程度を考慮して、選考する。
- (2) 選考委員会は、表彰を可として滝井繁男行政争訟奨励賞を授与すべき個人又は団体を理事会に推薦する。
- (3) 理事会は、選考委員会の推薦に基づき、審査の上、被表彰者を決定する。
- (4) 審査結果は、11月下旬に当財団ホームページにおいて公表し、12月上旬に授賞式を開催する。